

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 5 月 20 日

水 曜 日

第 3910 号

目 次

告 示

- 保安林の指定の解除予定 1
- 堤防と道路との兼用工作物の管理 2

内水面漁場管理委員会指示

- あゆ採捕禁止期間の延長 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 4
- 建設業の営業の停止 6
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 7
- 随意契約の相手方等の公示 8

告 示

富山県告示第261号

保安林の指定の解除予定について

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年 5 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県高岡市西広谷字母野 151の3、 151の4、 151の5、 152の3、 152の4、 153の3、 153の5、 154の3

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

富山県告示第262号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県富山土木センター立山土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 5 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

二級河川上市川水系上市川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防及び旧河川敷

3 河川管理施設の位置

滑川市江尻字豆田 292番 1 地先から滑川市有金1668番地先までの間及び滑川市魚躬字膏楽1205番地先から富山市水橋鏡田1016番地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 滑川市

住所 滑川市寺家町 104番地

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年5月20日から道路の存続する日まで

~~~~~  
**指 示**  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第4号

あゆ採捕禁止期間の延長について

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

平成27年5月20日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

区域	禁止期間
富山県の内水面 ただし、あゆ漁業が第5種共同漁業権の内容となっている漁場区域を除く。	平成27年6月16日午前0時から 午前5時まで

なお、富山県内水面漁業調整規則第28条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 中川ビル 富山市天正寺1138 ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社水宝商事 代表取締役 中川 弘志
- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 1,129㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 130㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成16年7月31日
- 6 廃止する理由 一部店舗閉鎖のため。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
アルビス小矢部店 小矢部市桜町字産田1672番 ほか60筆
- 2 店舗を設置する者 アルビス株式会社
- 3 店舗において小売業を行う者 アルビス株式会社
- 4 新設の日 平成27年12月1日
- 5 店舗面積の合計 2,453㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北側ほか 105台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側ほか 36㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北西側 43.16㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前8時及び翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分～翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 北側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前5時～午後9時
- 8 届出の日 平成27年4月30日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成27年5月20日から平成27年9月24日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ジュー富山天正寺店・（仮称）ホダカ富山店 富山市天正寺1119番地 ほか

2 店舗を設置する者 有限会社水宝商事

3 店舗において小売業を行う者 株式会社ジュー ほか3

4 新設の日 平成27年10月31日

- 5 店舗面積の合計 2,089㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地北側ほか 89台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 ジュー棟北側 9台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 ジュー棟西側ほか 83.6㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 ジュー棟南側ほか 16.2㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後8時 ほか
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時～午後8時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 6箇所 敷地東側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後10時
- 8 届出の日 平成27年4月30日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成27年5月20日から平成27年9月24日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月20日

1 処分をした年月日

平成27年5月12日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 坂田工業株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 富山市布尻 968番地
- (3) 代表者の氏名 坂田 裕彦
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般-22、特-22）第8018号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間

平成27年5月27日から同年5月29日まで

4 処分の原因となった事実

坂田工業株式会社の代表取締役及び従業員が、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、廃棄物である木製コンクリート型枠パネルを焼却したことにより、同社及び同社の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2の規定に違反するものとして、富山簡易裁判所からそれぞれ罰金50万円の略式命令を受け、平成23年12月29日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するため

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成27年5月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人無漏路

3 代表者の氏名

近藤 宗明

4 主たる事務所の所在地

富山県魚津市吉島 552番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、すべての高齢者及び障害者（児）に対して、居宅サービスやデイケアに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とし、また、障がい者が地域で自立し、充実した生活が送れる社会の実現を図るため、障がい者の自立生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

電子計算機装置等及びソフトウェアの賃貸借及び保守 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

84,934,776円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するため
